

第2章 構造改革特区と地域経済の活性化

[第2章の要約]

1. 急ピッチで進む構造改革特区の議論

2002年春に議論が開始された構造改革特区は、地域を限定した規制改革を行い、その成功事例を示すことで全国的な規制改革を進めようというものであり、各地域がその特性を活かして個性ある発展を遂げるという「自助と自立の精神」を求めるものでもある。

2. 構造改革特区を通じた地域経済の活性化

地理的条件や自然条件、市場条件や産業構造、住民の選好等の差異に対応した規制の特例を導入することは、地域特性を活かした産業の集積を促進する可能性がある。地方公共団体においては、対象分野の明確化、グローバルな観点の重視、マーケティングの重視等、特区の制度を活かす取り組みが求められる。

2002年に入り、地域を限定して規制の緩和・撤廃等を行う、構造改革特区の考え方が浮上してきた。90年代以降長期停滞状態にある我が国経済を活性化させるため、抜本的な規制改革の推進が急務となっているが、様々な理由によりその進展が妨げられている分野も多い。そこで、可能な地域から規制の改革を進め、その成果を全国に広げるという方策が検討されるようになった。同時に、地域の自発的な取り組みを最大限尊重することで、各地域の特性を発揮する規制改革が行われ、ひいては地域の活性化につながるとの効果も期待されている。

本章では、これまでの構造改革特区の議論を整理した上で、構造改革特区の経済効果及び構造改革特区を地域経済の活性化に結び付けるための方策について考察することとする。

第1節 急ピッチで進む構造改革特区の議論

1. これまでの議論の経緯

今般の特区に関する議論は、2002年3月12日に開催された総合規制改革会議及び同月15日に開催された経済財政諮問会議において開始された（第1-2-1表）。両会議での議論を受け、6月25日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」には、経済活性化戦略の一つである「地域力戦略」のアクションプログラムとして「構造改革特区の導入等」が盛り込まれ、「進展の遅い分野の規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進めるため、「構造改革特区」の導入を図る。こうした地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり、特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。」と明記された。

その後、9月6日には、構造改革特区に関する地方公共団体等からの提案がとりまとめら

れ、公表された。231の地方公共団体等公的主体及び18の民間企業・大学等から国際物流関連、研究開発関連、環境・新エネルギー関連、産業再生関連、農業関連、医療関連、生活・サービス関連、教育関連、国際交流・観光関連等、426件の提案が寄せられ、その中で提案されている規制緩和要望は902項目に及んだ（第1-2-2表）。

これを踏まえ、9月20日には、構造改革特区の目的、構造改革特区推進のための取り組みの方針等を内容とする「構造改革特区推進のための基本方針」が決定され、更に10月11日には、構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講じることができる規制及び特例措置を講じる場合の要件、今後のスケジュール等を内容とする「構造改革特区推進のためのプログラム」（第1-2-3表）が決定されるなど、制度の具体化に向けた作業が進展している。

第1-2-1表 構造改革特区を巡る主な動き

2002年

- 3月12日 総合規制改革会議において2002年度の検討テーマの一つとして規制改革特区が挙げられる
- 3月15日 経済財政諮問会議において有識者議員及び経済産業大臣から特区に関する提案が出される
- 6月25日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を閣議決定
- 7月5日 内閣官房に「構造改革特区推進室」設置
- 7月23日 総合規制改革会議が「中間取りまとめ」を公表
- 7月26日 第1回構造改革特区推進本部
- 9月6日 「地方公共団体等からの構造改革特区の提案について」公表
- 9月20日 第2回構造改革特区推進本部（「構造改革特区推進の基本方針」の決定）
- 10月11日 第3回構造改革特区推進本部（「構造改革特区推進のためのプログラム」の決定）

第1-2-2表 地方公共団体等からの構造改革特区の提案（2002年9月6日）

（提案の多い代表的なもの例）

1. 国際物流関連（提案数29）

<例>大規模港湾を有する地域において、国際競争力のあるコストとサービスを実現するために、通関・検査業務の24時間化、民間企業による総合保税地域の運営等を行う特区

2. 研究開発関連（提案数69）

<例>大学や研究機関を核として、それらの知的資産をIT、バイオ等の新規産業に結び付けるために、外国人研究者の招聘や産学連携を進めるための制度整備を図る特区

3. 環境・新エネルギー関連（提案数43）

<例>大規模港湾の後背地等において、リサイクル資源を広域的に集積し、産業としてのリサイクルを促進するために、廃棄物関係の規制を合理化する特区

<例>広大な土地を有する地域において、世界に先駆けて燃料電池の実用化を図るために、全国一律の保安規制とは異なる規制を導入することによって、燃料電池の実用化に向けた研究、実証実験等を行う特区

4. 産業再生関連（提案数40）

<例>コンビナート地域等において、既存の工場設備の更新・高度化の促進、雇用の流動化の促進、安価な電力の供給等によって産業を再生させるために、最新の防災技術や国際基準を踏まえた保安規制の導入、民間が主体となった職業紹介・派遣事業等の導入、電力供給の自由化等を可能とする特区

5. 農業関連（提案数 94）

＜例＞農村地域等において、生産・加工・販売一体となったアグリビジネスの参入を促進するために、地方公共団体やNPOが土地を保有し耕作希望者に貸与したり、株式会社が農業経営を行うなど、多様な経営形態による農業を認める特区

＜例＞都市近郊地域等において、都市住民が小規模農地を保有して農業を行うことを認める特区

＜例＞中山間部等において、都市と農村の交流（グリーンツーリズム）を図るために、農家が民宿（ファームイン）や農産物加工・販売施設等を経営することを促進する特区

6. 医療関連（提案数 25）

＜例＞医療研究機関が集積している地域等において、世界最先端の医療を提供し、あわせて先端医療の研究開発を推進するために、外国人医師による治療を可能とし、混合診療を認める特区

7. 生活・サービス関連（提案数 46）

＜例＞大都市近郊地域等において、行政コストを削減し、住民サービスを向上させるために、教育施設、公民館、図書館、下水道、福祉施設、違法駐車取締り等などについて、地方公共団体の施設の民間委託や行政サービスの民営化を進める特区

＜例＞ベッドタウン地域等において、働きながら子供を育てやすくする環境を整備するために、幼稚園、保育所を一体のものとして民間が主体となって事業を行なうことを可能とする特区

8. 教育関連（提案数 44）

＜例＞地域の特性とニーズに応じた多様な教育を提供するために、公設民営や民間資本・NPOなど多様な主体により、小中高一貫教育や外国人・社会人等の教員への採用、全て英語で行う授業や学年の枠を取扱う等多様な教育カリキュラムを認める特区

9. 観光・国際交流関連（提案数 57）

＜例＞国際空港の周辺等において、外国人がビジネスをしやすい環境を整備して外国からの投資を促進するために、外国人研究者等の在留期間の延長等の特例を設けたり、外国人の弁護士・医師等が外国人向けサービスを行えるようにすることを可能とする特区

（備考）構造改革特区推進本部資料による。

http://www.kantai.go.jp/j_p/s_in_gi/kouzou/kouhyou/020906/t_eia_n.h.tml 参照。

第1-2-3表 「構造改革特区推進のためのプログラム」(2002年10月11日)の概要

【構造改革特区制度の骨格】

(1) 下記を内容とする一本の法案を制定

①内閣総理大臣が構造改革特区基本方針（構造改革において特例措置を講じる規制を列挙）の案を作成閣議決定

②地方公共団体は、構造改革特区計画を作成し、内閣総理大臣に認定の申請

③内閣総理大臣は、計画が地域活性化に資する等と認められるときは、計画を認定

④関係行政機関の長は、規制の特例措置についてあらかじめ定められた内容に適合する場合には、これに同意

⑤特例措置の内容は、法律事項は特区法に、政省令に関する事項は基本方針に則して政省令で規定

⑥内閣総理大臣は、計画が認定基準を満たさなくなった場合に、認定を取り消すことが可能

(2) 内閣総理大臣を本部長とする構造改革推進本部の設置

(3) 定期的に地方公共団体、民間から特区として実現すべき規制改革要望を受付

【特区において実施する特例措置】

1．国際物流関連

大規模港湾を有する地域において、国際競争力のあるコストとサービスを実現するために、通関業務の 24 時間・365 日化への対応、民間企業による総合保税地域の運営、民間企業による公共コンテナターミナルの効率的な運営などを行う特区

(特例措置)

通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し
総合保税地域の許可要件の緩和
行政財産である港湾施設の民間企業への貸付け

2．農業関連

(1) 農村地域等において、遊休農地の有効利用を図り、地域農業を振興するために、株式会社が農業経営を行うなど、多様な経営形態による農業を認める特区

(特例措置)

農業生産法人以外の法人の農業参入の容認

(2) 都市と農村の交流の促進のため、市民農園の開設を促進し、農家民宿にかかる諸規制を緩和するなグリーンツーリズムを促進する特区

(特例措置)

市民農園の開設主体の拡大
農家民泊の開設、サービス提供に係る諸法令の柔軟な対応

3．産業再生関連

コンビナート地域等における、既存の工場設備の更新・高度化の促進、安価な電力の供給等によって産業再生を可能とする得区

(特例措置)

石油コンビナートのレイアウト規制、保安規制の見直し

電力の特定供給制度の活用による一般電気事業者及び特定電気事業者以外の者が電気を供給できる事業範囲の拡大

4．福祉関連

特別養護老人ホームについて、公設民営方式又は P F I 方式により株式会社が施設運営を行うことを認める特区

(特例措置)

公設民営方式、P F I 方式により株式会社の特別養護老人ホーム運営への参入の容認

5．教育関連

(1) 地域の特性とニーズに応じた多様な教育を提供するために、市町村による社会人等の教員への採用、授業を英語で実施することや小中高一貫教育等多様な教育カリキュラムを認める特区

(特例措置)

学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成
市町村負担による独自の教員の任命
市町村の申出に基づく教員免許授与手続きの簡素化

(2) 不登校児童生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置と教育課程の弾力化を行う特区

(特例措置)

学習指導要領によらない多様なカリキュラム編成
学校設置に係る校舎・校地の自己所有原則の緩和

(3) 幼稚園と保育所に一体的運用等を促進する特区

(特例措置)

幼稚園入園年齢制限の緩和
幼稚園と保育所等の教育・保育活動の一体的運用

(4) 大学設置認可に係る校地面積基準を緩和することなどによって大学・大学院の設置等を促進する特区

(特例措置)

大学の校地面積基準の緩和
専門職大学院を設置する学校法人設立の際の校地・校舎の自己所有要件の緩和

6. 産学連携関連

大学や研究機関を核として、それらの知的資産をIT、バイオ等の新規産業に結びつけるため、国立大学等の試験研究施設を国の研究と関連する研究を行う民間企業が廉価使用し易くなるような要件を緩和し、国立大学教員等の兼業規制を緩和するなどの制度整備を図る特区

(特例措置)

国立大学施設・敷地の民間企業による廉価使用の要件緩和
地方公共団体から国立大学等に対する寄付金等の禁止措置の緩和
国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認

7. 国際交流関連

外国人研究者が日本の研究機関において研究業務に携わる場合に、在留期間の上限の延長、活動範囲の拡大等を行うことを認める特区

(特例措置)

外国人研究者の在留資格に基づく在留期間の上限の延長、活動範囲の拡大

8. 新エネルギー・リサイクル関連

(1) リサイクル資源を広域的に集積し、産業としてのリサイクルを促進するために、廃棄物関係の規制を合理化する特区

(関連規制)

再生利用認定制度の対象品目の拡大

(2) 燃料電池や燃料電池自動車等で次世代エネルギー関連技術の普及、拡充を図る特区

(関連規制)

家庭用燃料電池の自家用電気工作物から一般用電気工作物への位置付けの変更
燃料電池自動車のための水素ステーション、DME(ジメチルエーテル)ステーションの保安距離規制の緩和

(備考) 構造改革特区推進本部資料による。

(<http://www.kartei.g.jp/jp/sirgi/kouzou/kett@21011program.html>参照)

2. 地域主導の構造改革

このように、構造改革特区の議論は急ピッチで進んでいる。ここで、構造改革特区の議論の背景と特徴を改めて整理してみることとする。

①構造改革特区を通じた規制改革の推進と経済の活性化

財政・金融政策の余地が極めて小さい中で、我が国経済が長期停滞の状態を脱却するためには、抜本的な規制改革を通じて民間の経済活動の活性化を図ることが不可欠である。規制改革に関しては、「経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限」（「今後における行政改革の推進方策について」（1994年2月閣議決定））といった原則の下、90年代を通じて政府が重点的に取り組んできた。その結果、経済的分野の規制を中心に一定の成果は上がったものの¹⁴、少子高齢化、経済のグローバル化などの急速な環境変化に十分な速さで対応できていなかったり、規制改革の必要性が長く叫ばれていながら依然として改革の遅れが目立つ分野もみられる。

このような状況を打開するため、これまでのような全国一律の実施ではなく、可能な地域から規制改革を行い、その成功事例を示すことで、全国的な規制改革を進める契機としようというのが構造改革特区の考え方である。

②「自助と自立の精神」の尊重

構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めることを目的としている。我が国においては、従来、国主導のモデル事業的な地域振興策が繰り返し実施されてきた。規格大量生産を中心とした時代においては、インフラの整備等を通じた地域振興策が工場の地方分散等を通じて地域経済の活性化に一定程度貢献したが、国全体の所得水準が世界的にもトップレベルに達し、また、中国等アジア諸国において急速に工業化が進展する中、そのような政策の有効性の低下が顕著になってきた¹⁵。また、国からの補助金を獲得するために各地域が画一的な政策を立案し、地域の実態やニーズに必ずしもマッチしない投資が行われるという非効率性も拡大した。

地域の特性に応じた規制の特例を導入するという構造改革特区の考え方は、国主導の地域振興からの転換を図り、各地域がその特性を活かして個性ある発展を遂げるという「自助と自立の精神」を求めるものである。

第2節 構造改革特区を通じた地域経済の活性化

本節では、構造改革特区と地域経済の活性化との関係について考察する。まず、地域間で異なった規制を行うことの根拠及び経済効果について考察した上で、特区の制度を地域経済の活性化に結び付けるために地方公共団体に求められる方策を例示することとする。

14 我が国における規制緩和の効果については、経済企画庁調査局（2000）、内閣府政策統括官（2001b）等参照。

15 内閣府政策統括官（2001c）『地域経済レポート2001』においては、90年代に地方圏への公共投資が大幅に拡大されたものの、それが短期的な需要創出効果しか生み出さなかったことを指摘している。

1. 構造改革特区を通じた経済活性化

地域特性に応じた規制の特例を導入するというのが構造改革特区の考え方であるが、一般的には、規制の地域間格差は可能な限り整合化していくことが経済の活性化に結び付くと考えられている。例えばEUにおいては、市場統合の過程で、構成国の法令や慣習の違いから生じている技術的障壁（技術規制、工業規格、認証制度の違い、職業資格や卒業資格の違い、企業税制、政府調達における企業の国籍による差別や金融サービス・運輸サービスなどの分野での外国企業規制等）の撤廃を進めた。これにより、企業の競争が促進され、コストと価格の引下げが消費者に利益を生んだ他、企業立地が統合市場に適合されることにより資源の地理的配分が改善される等のメリットが生じたという¹⁶。世界的に拡大している自由貿易地域締結の動きやAPEC（アジア太平洋経済協力）、OECD（経済協力開発機構）、WTO（世界貿易機関）、ISO（国際標準化機構）等の活動も、規制・制度の調和と深く関係している。

では、長期的には国際的規模で規制の整合化が進む中、一時的にせよ、規制に地域間格差を設けることの根拠及び効果はどのようなものであろうか。

まず、地域間で規制に格差を設ける根拠となり得る地域特性の違いとしては、以下の点が挙げられる。

第一に、地理的条件や自然条件の違いが挙げられる。現在でも一部特例が設けられてはいるが、地域の実状に応じてよりきめ細かな規制を行うといったことが考えられる。

第二に、市場条件や産業構造の違いが挙げられる。これらの条件の違いは政府介入の根拠とされる市場の失敗が発生するかどうかに関係しており¹⁷、例えば、需要が大きいため市場メカニズムが十分に働く可能性がある地域において先行して規制を緩和するといったことが考えられる。

第三に、住民が必要と考える政府規制の程度についての地理的な差異が挙げられる。歴史的・風土的要因や、各地域の経済状態等の違いにより、規制改革に前向きな地域とそうでない地域が存在する場合、前者において先行して規制改革を行うということが考えられる。また、規制改革に対する取り組みの地域間格差には、住民の意向よりも既存事業者等の利益集団の影響力が強く作用している可能性があることに注意する必要がある¹⁸。

このような地域特性に対応して規制の特例を導入することにより、以下のような効果が期待される。

まず、地域を限定した規制改革の効果が全国的な規制改革を加速させる「ショーウィンドー効果」が期待される。すなわち、ある地域で先行して規制改革を行った結果、そのメリット及びデメリットが明らかになることにより、他の地域の住民の選好が変化する可能性がある。また、住民は反対をしていないものの、不利益を被る可能性のある利益集団が実質的に規制改革

16 田中他（2001）参照。

17 政府による規制の根拠、規制改革の意義については、Armstrong, Cowan, and Vickers（1994）、Stiglitz（1988）、OECD（1997）、清野（1993）等を参照。

18 横倉（1995）参照。

の進展を遅らせている場合については、特区の導入を通じてそのことが明らかになり、規制改革を進める大きな契機となる可能性がある。

また、制度改革に当たり、地域を限定して試行的に新制度を導入し、その成果を踏まえ、全国的な適用を実施するか否かを決めるという、「制度改革の実験」的效果も期待できる¹⁹。

更に、地域特性を活かした産業の集積が促進されることが期待される。集積は何らかのきっかけにより一度形成されると持続性・発展性を持つものであり²⁰、特区の制度を活用して生まれた産業の集積が地域経済の新たな発展の契機になる可能性もある。

これらの効果を通じて、全国的な規制改革が加速されるとともに、地域経済の活性化が図られれば、構造改革特区導入の効果は大きなものになる可能性がある。

2. 大店法の規制緩和と小売業への影響

規制改革を内容とした特区は内外にほとんど前例がないが（コラム1-1参照）、ここでは、地方レベルでの法律の運用の違いにより、地域間で規制の程度に格差が生じたことの影響を、旧大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律）の例でみることにする²¹。旧大店法においては、大型店の新增設、営業日数、開店時間を通商産業大臣への届出制としていた。同法は、地元の関係者からなる「商業活動調整協議会（商調協）」が実質的に出店調整を行うなど、特に80年代を通じて出店抑制的な運用が行われていたと言われる。その後、92年の商調協の廃止等、規制緩和が進められ、90年代の大規模小売店舗の新增設は80年代と比較して大幅に増加した（第1-2-4図）²²。ここでは、80年代と90年代の大規模小売店舗の新增設の状況とその小売業への影響について考察を行う。

まず、82年と91年の間の大規模小売店舗の売場面積の増加率を都道府県別にみると（第1-2-5表）、最大の沖縄県（112%増）から最低の和歌山県（4%増）まで大きな差があることがわかる。増加率の上位10県（以下「80年代上位10県」と表記）及び下位10県（以下「80年代下位10県」と表記）をみると、その経済的・地理的属性は様々であり、このような大きな格差の生じた背景には各県における大店法の運用の違いが影響している可能性が示唆される。そこで、82～91年の売場面積増加率の全国平均、「80年代上位10県」平均、「80年代下位10県」平均により、大規模小売店舗及び小売業全体の活動状況を、80年代と90年代について比較してみることにする（第1-2-6図）。

まず、82年から91年の間の変化についてみてみると、「80年代上位10県」では大規模小売店舗の販売額の増加率が全国平均に比べて大きくなっている反面、「80年代下位10県」では販売額の増加率も小さくなっている。興味深いのは、「80年代上位10県」では大規模小売店舗を除

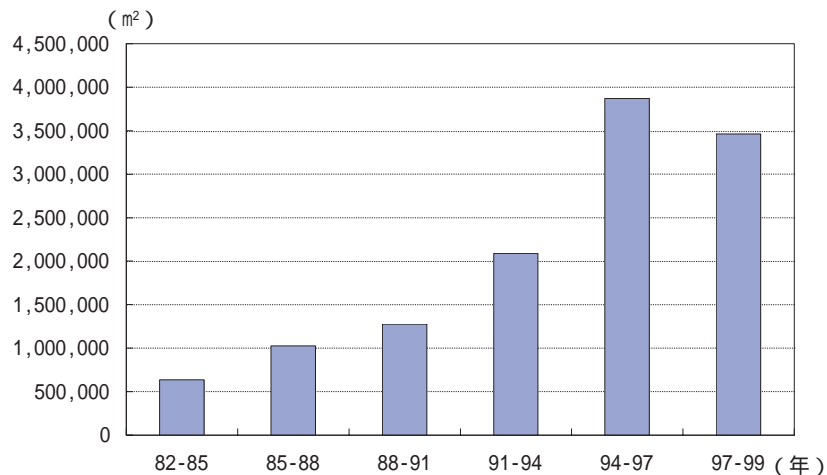
19 八代（2002）参照。

20 Krugman（1991）、Fujita, Krugman and Venables（1999）参照。

21 旧大店法に基づく参入規制は、中小小売店の保護という政策的目的に照らして過当競争を回避すべきと判断された例に挙げられるが、過当競争あるいは破壊的競争を政府介入の根拠となる市場の失敗の類型に含めることについては懐疑的な見方が強い（横倉（1995）参照）。

22 大店法の規制緩和の経緯については内閣府政策統括官（2001a）参照。

第1-2-4図 90年代に大幅に増加した大規模小売店舗の売場面積



(備考) 1. 通商産業省「商業統計表」により作成。
2. 年当たりに換算。

く小売業についても販売額及び従業員数の増加率が全国平均に比べ大きくなっており、逆に「80年代下位10県」ではそれが全国平均に比べ小さくなっていることである。大規模小売店舗の新增設を抑制することが大規模小売店舗以外の小売業の保護・育成には必ずしも役立っていないことがうかがわれる。

更に興味深いのは、91年と99年の間の動向である。まず、「80年代下位10県」は、90年代には逆に全国平均や「80年代上位10県」を上回る大幅な大型小売店舗の売場面積の増加を記録している。また、売場面積の増加を反映して、大規模小売店舗の販売額も「80年代下位10県」が全国平均を2倍以上上回っている。大規模小売店舗を除く小売業についても、従業員数は80年代よりも増加率を拡大している他、販売額は90年代の全国と比較して相対的によい数値を記録している。

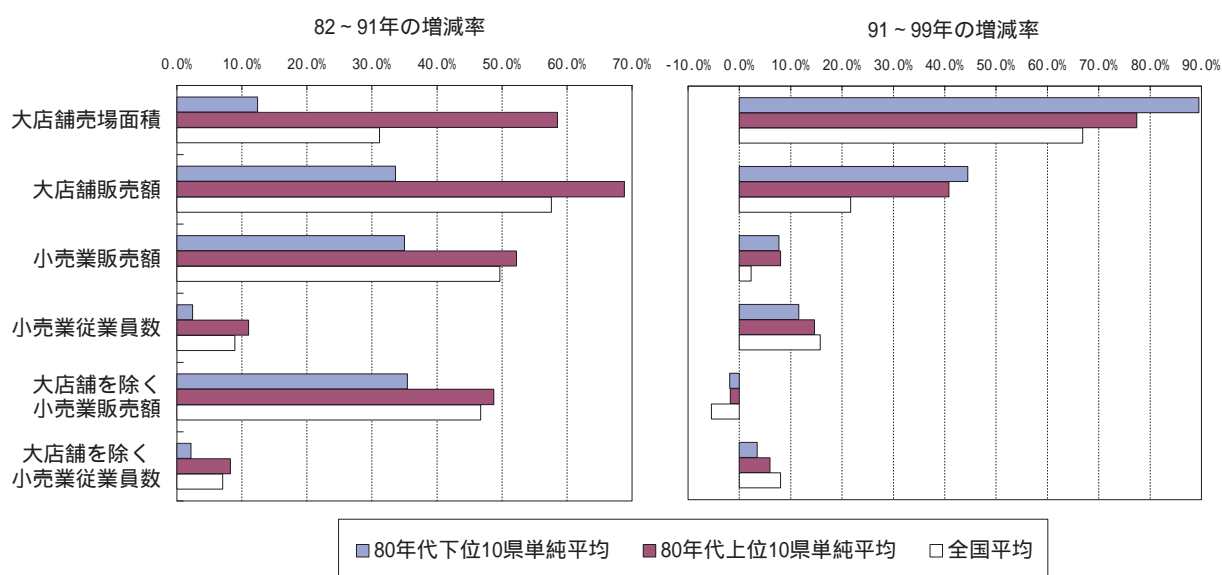
以上から、①80年代に大規模小売店舗の新增設が進んだ地域においては、90年代においても引き続き活発な新增設の動きが続いており、また、そのような地域においては80年代、90年代を通じて小売業の活動が全国平均と比較して好調であった、②80年代に大規模小売店舗の新增設が低調であった地域においては、90年代においては一転して全般的に新增設の動きが活発になり、また、これらの地域においては80年代は

第1-2-5表 大きく変化した都道府県別の大規模小売店舗売場面積増減率

		大規模小売店舗売場面積増減率(%)	
		82-91年	91-99年
80年代上位10県	沖縄	111.6	70.6
	奈良	75.8	73.8
	山梨	60.6	63.7
	香川	56.2	102.0
	鳥取	54.8	81.8
	滋賀	51.1	99.1
	埼玉	47.6	50.5
	岩手	44.6	77.5
	徳島	42.2	59.1
	新潟	41.1	96.2
	(単純平均)	58.5	77.4
80年代下位10県	山形	20.3	88.8
	長崎	20.2	76.8
	福岡	19.1	67.1
	山口	18.8	80.6
	群馬	11.2	119.9
	佐賀	10.3	132.3
	青森	8.2	91.7
	愛媛	7.1	102.6
	宮崎	4.7	79.8
	和歌山	4.2	55.2
	(単純平均)	12.4	89.5
全国	平均	31.1	66.9
	標準偏差	18.3	23.4
	変動係数	0.59	0.35

(備考) 通商産業省「商業統計表」により作成。

第1-2-6図 地域の小売業を活性化させた大規模小売店舗の売場面積の拡大



(備考) 通商産業省「商業統計表」により作成。

小売業全体の活動が全国平均と比較して低調であったのが、90年代には全国平均との格差がむしろ縮小した、といったことが分かる。

以上の分析からは、大規模小売店舗の新增設を抑制することが既存の事業者の保護につながるわけではなく、むしろそれを積極的に進めることが小売業全体の活性化に結び付くこと、また、地域間競争がこのようなプロセスにおいて重要な役割を果たしていることが示唆される。この背景には、①大規模小売店舗の新增設は消費者の購買意欲を拡大する、②大規模小売店舗の新增設はその他の小売店舗の営業努力を促す、③大規模小売店舗の新增設が進まない場合、消費者は他県での購入を増やす、といった動きがあると考えられる。

3. 特区を活かす地域の取り組み

では、構造改革特区を地域経済の活性化に結び付けるために地方公共団体に求められる方策としてはどのようなことが考えられるであろうか。

①対象分野の明確化

まず、特区を活用して伸ばしていこうとする分野を絞り込み、必要な規制改革分野を明確化することが重要であろう。その際、全国各地で同種の産業が発展するという規格大量生産時代の発想ではなく、他地域との差別化を重視する必要がある。また、集積のメリットが発揮されるような分野に着目することが重要である。

戦略を立案する際には、他地域や諸外国において成長している企業・産業の事例や、経済・社会構造の変化により今後成長が見込まれる産業についての予測等を参考にすることが有益である。本レポートもそのような指針の一つになることを意図している。

②グローバルな観点の重視

従来から、規制が障壁となって進出を妨げられてきたと考える外国事業者は多い。また、外国事業者は特例措置を生かして国内の事業者が思いつかない画期的な事業を行い、新たな市場を開拓する可能性もある。外国事業者のニーズの把握は、特区の企画の段階から重要な鍵となるであろう。

一方で、中国を始めとしたアジア諸国は急速に工業化を進めており、特区の企画に当たっては、国内だけでなく、世界的規模での地域間競争を念頭に置く必要がある。我が国に比べ遥かに労働コストの安いアジア諸国等との競争の観点から、単なるコストの引き下げではなく、新たな付加価値を生み出すための施策を打ち出すことが重要である。

③マーケティングの重視

構造改革特区の内外の企業等への広報は極めて重要である。特例措置の内容や地域の様々な特性について、可能な限り早期に広報を行うことが重要である。このことに関しても諸外国から学ぶ点が多い。例えば米国においては、地域に関心を持った企業に対して州や郡、市の首長によるトップセールスが盛んに行われている他、多くの州が企業誘致を主要な役割とした在外事務所を各国に設置している²³。構造改革特区の導入を契機に、我が国の地方自治体においても地域のPRに関する積極的な取り組みが開始されることが期待される。

23 経済企画庁委託調査（1998）参照。